

北翔大学学則

第1章 総則

(設置者)

第1条 北翔大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人北翔大学である。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 生涯スポーツ学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

生涯スポーツ学部健康福祉学科は、健康・福祉・介護・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成をめざし、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的とする。

3 教育文化学部教育学科は、子どもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援とさらには心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。子どもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、さらに特別な教育支援を必要とする子どもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的とする。

教育文化学部芸術学科は、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発におこなうことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献できる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、NPO 等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

教育文化学部心理カウンセリング学科は、心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。こころの科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法、および精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評

価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

第2章 本学の組織

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

生涯スポーツ学部

教育文化学部

- 2 前項の学部に置く学科及び当該学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科	定 員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	180人	10人	740人
	健康福祉学科	40人	5人	170人
教育文化学部	教育学科	120人	10人	500人
	芸術学科	50人	5人	210人
	心理カウンセリング学科	50人	5人	210人

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院については、北翔大学大学院学則に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館については、北翔大学図書館規程に定める。

(研究組織)

第7条 本学に、研究組織として、次の組織を置く。

(1) 北方圏学術情報センター

(2) 北方圏生涯スポーツ研究所

- 2 前項各号に定める各研究組織については、それぞれ、北翔大学北方圏学術情報センター規程及び北翔大学北方圏生涯スポーツ研究所規程に定める。

(教育研究センター)

第8条 本学に、教育研究センターとして、次のセンターを置く。

(1) 教育支援総合センター

(2) キャリア支援センター

(3) 教職センター

- 2 前項各号に定める各センターについては、それぞれ、北翔大学教育支援総合センター規程、北翔大学キャリア支援センター規程及び北翔大学教職センター規程に定める。

(スポーツ科学センター)

第8条の2 本学に、体育・スポーツ施設の管理及び正課体育授業、正課外体育・スポーツ系部活動を統括し、加えて研究組織としての北方圏生涯スポーツ研究所の事業も統括するスポーツ科学センターを置く。

2 スポーツ科学センターについては、北翔大学スポーツ科学センター規程に定める。
(地域連携センター)

第9条 本学に、生涯学習及び地域貢献を促進し、教育研究の発展に資するため、地域連携センターを置く。

2 地域連携センターについては、北翔大学地域連携センター規程に定める。
(厚生施設)

第10条 本学に、厚生施設として、次のセンター及び相談室等を置く。

- (1) 保健センター
- (2) 学生相談室
- (3) 障がい学生支援室

2 前項各号に定める、保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室については、それぞれ、北翔大学保健センター規程、北翔大学学生相談室規程及び北翔大学障がい学生支援室規程に定める。

第3章 職員組織

(職員の種類)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(職員の職制及び職務)

第12条 本学教職員の職制及び職務並びに選任方法等については、学校法人北翔大学管理運営規程の定めるところによる。

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第43条の2に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規程に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第13条 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

第14条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員)

第15条 教授会は、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授及び専任の講師をもつて組織する。

(会議の招集及び議長)

第16条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

(定足数及び審議)

第17条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き審議することができない。

第18条 教授会の運営に関し必要な事項は、北翔大学教授会規程に定める。

第5章 学部

第1節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 9月5日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課すことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 生涯にわたり学習しようとする学生（以下「生涯学習生」という。）として、学長が特に認めた場合は、前項の規定にかかわらず、相当の年数とすることができます。

3 生涯学習生に関し必要な事項は、北翔大学生涯学習生規程の定めるところによる。

第3節 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、特別の定めがある場合は、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程(文部科学大臣指定高等学校に対応する外国の学校の課程)を修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、および合格見込みの者、又は旧規定による大学入学資格検定に合格した者
- (9) その他、本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

(入学出願)

第27条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、本学所定の書類に、入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第28条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

(入学手続)

第29条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(入学許可)

第30条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

(連帯保証人)

第31条 入学を許可された者は、連帯保証人を定めて届け出なければならない。

2 連帯保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 連帯保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第32条 本人及び連帯保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4節 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第33条 本学に1年以上在学して退学した者で、再び本学の同一学部の同一学科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第34条 他の大学の学生であって、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第35条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した中途退学者
- (4) 学校教育法施行規則(附則)第7条に定める従前の規定による学校等を卒業(修了)した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総合授業時間数が、1,700時間以上)を修了した者
- (6) 外国において学校教育における14年の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む)を修了した者
- (7) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者
- (8) その他、本学が上記と同等以上の学力があると認めた者

(再入学、転入学及び編入学の入学出願手続等)

第36条 第27条から第32条までの規定は、前3条の規定により入学する場合に準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱)

第37条 第33条から第35条の規定により入学した学生の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学期間については、学長は教授会の議を経て、その一部又は全部を、第23条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、第35条の規定により編入学した学生の通算することができる期間は、2年とする。

- 2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第24条第1項の規定にかかわらず、入学時に決定した学年の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本学における在学年数とみなし、第66条に規定する在学年数に通算する。

第38条 前5条に定めるもののほか、再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第39条 一の学部の学生で、他の学部又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、転学部又は転学科を許可することがある。

- 2 転学部及び転学科の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学転学

部及び転学科等規程の定めるところによる。

第6節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第40条 本学の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 全学共通科目
 - (2) 発展科目
 - (3) 学部共通科目
 - (4) 学科専門科目
 - (5) 外国人留学生科目
- 2 前項第3号に規定する学部共通科目は、第4条第1項に規定する学部ごとに、第4号に規定する学科専門科目は、第4条第2項に規定する各学部に置く学科ごとに開講する。
 - 3 第1項第5号に規定する外国人留学生科目は、外国人留学生のための授業科目として開講する。
 - 4 第1項に規定する授業科目の名称及び単位数は、生涯スポーツ学部に置くスポーツ教育学科及び健康福祉学科については、それぞれ、別表第1の1、別表第1の2のとおりとし、教育文化学部に置く教育学科、芸術学科及び心理カウンセリング学科については、それぞれ、別表第2の1、別表第2の2及び別表第2の3のとおりとする。
 - 5 前項に規定する授業科目のほか、必要があるときは、学長は教授会の議を経て、臨時の授業科目を開設することがある。

(教科及び教職に関する科目)

第41条 前条に規定する授業科目のほか、教育職員免許状取得のため、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び教育文化学部芸術学科に、教科及び教職に関する科目を置く。

- 2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第3のとおりとする。
- 3 前項に規定する授業科目を履修し、取得した単位は、第46条第1項及び第3項に規定する単位数に算入しない。

(教育課程の編成)

第42条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

(授業の方法)

第43条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 第1項に定める授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第43条の2 本学は、教育の質の充実に資するとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）（以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDの実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

(授業期間)

第44条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

第45条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第46条 生涯スポーツ学部の学生は、所属する学科の区分に応じ、第40条第4項に規定する別表第1の1又は別表第1の2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する単位は、各学科に置く、次に掲げる履修コースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

スポーツ教育学科	スポーツ教育コース スポーツトレーナーコース 競技スポーツコース
健康福祉学科	スポーツ健康コース 介護福祉コース 社会福祉コース

3 教育文化学部の学生は、所属する学科の区分に応じ、第40条第4項に規定する別表第2の1又は別表第2の2若しくは別表第2の3の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

4 前項に規定する単位は、教育学科においては、次に掲げる履修コースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

教育学科	初等教育コース 幼児教育コース 養護教諭コース 音楽コース
------	--

5 第2項、第4項に規定する履修コースの履修方法その他必要な事項は、第1項、第4項に規定する各別表の備考に定めるもののほか、別に定める。

(履修手続)

第47条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第48条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

(本学の他学科又は他学部等における授業科目の履修)

第49条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が本学の他の学科又は他の学部若しくは北翔大学短期大学部（以下「本学の短期大学部」という。）の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースの授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、第66条に規定する単位に算入することができる。ただし、本学の短期大学部の授業科目を履修して修得した単位数については、第50条第3項、第50条の2第2項及び第51条第3項並びに第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第50条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学（本学の短期大学部を除く。）の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第66条に規定する単位に算入することができる。ただし、前条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条の2第2項、第51条第3項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定は、生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースに所属し、介護福祉士養成課程を履修する学生にあっては、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを適用しないことがある。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、60単位を超えない範囲で、本学にお

ける授業科目の履修により修得したものとみなし、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、第49条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条第3項、第51条第3項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第51条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年第1項本文文部省令第21号）第17条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えない範囲で、第66条に規定する単位に算入することがある。ただし、第49条第3項ただし書の規定により修得した単位数並びに第50条第3項、第50条の2第2項及び第61条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定は、第50条第4項の規定を準用する。

(再入学、転入学及び編入学学生の既修得単位等の取扱)

第52条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、第33条から第35条までの規定により入学した学生の入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等)

第53条 前4条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによる。

第7節 成績評価基準及び成績判定

(成績評価基準)

第54条 第48条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

- 2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績判定)

第55条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、S(秀) [100点～90点]、A(優) [89点～80点]、B(良) [79点～70点]、C(可) [69点～60点] 及びD(不可) [59点以下] の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

第8節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第56条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第57条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、特別な事情があると認められるときは、学長は教授会の議を経て、4年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第58条 休学期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第59条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間に中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第60条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第61条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は、学生が外国の大学又は短期大学の授業科目を履修するための留学を認めることができる。

- 2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 第50条第2項から第4項までの規定は、留学の実施及び学修の成果の取り扱いについて準用する。
- 4 留学期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入する。
- 5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第62条 学生が、他の大学に転学を志願するときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならな

い。

(退学)

第63条 学生が、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第64条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第24条第1項に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第57条第2項に規定する休学期間を超える、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第65条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学 転学、退学及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第65条の2 第64条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出たがあるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

第9節 卒業要件及び学位授与

(卒業の要件)

第66条 本学の卒業要件は、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(卒業の認定)

第67条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北翔大学学位規程の定めるところによる。

第10節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第69条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
生涯 スポーツ 学部	中学校教諭1種免許状	保健体育
	高等学校教諭1種免許状	保健体育
	特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者

教育文化学部	初等教育コース	幼稚園教諭 1 種免許状	
		小学校教諭 1 種免許状	
		特別支援学校教諭 1 種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	幼児教育コース	幼稚園教諭 1 種免許状	
		特別支援学校教諭 1 種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	養護教諭コース	養護教諭 1 種免許状	
	音楽コース	中学校教諭 1 種免許状	音楽
		高等学校教諭 1 種免許状	音楽
		特別支援学校教諭 1 種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	芸術学科	中学校教諭 1 種免許状	美術
		高等学校教諭 1 種免許状	美術

2 前項に規定する免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学教職課程履修規程の定めるところによる。

(介護福祉士の受験資格)

第70条 本学において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年 法律第30号）に規定する介護福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(社会福祉士の受験資格)

第71条 本学において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学社会福祉士受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士の受験資格)

第72条 本学において、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学精神保健福祉士受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第72条の2 教育学科に所属し幼児教育コースを選択し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

(公認心理師の受験資格)

第72条の3 本学において、公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学公認心理師受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければな

らない。

(その他の資格取得)

第73条 前6条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

第11節 賞罰

(表彰)

第74条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、表彰することがある。

(罰則)

第75条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力極めて劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第24条第1項及び第66条に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヶ月未満のときは、在学年数に算入する。

第12節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(聴講生)

第76条 本学において、一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願する本学の学生以外の者（第79条に規定する研究生を含む。）があるときは、本学において適當と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースの授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。

3 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第77条 本学において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本学の学生以外の者（第79条に規定する研究生を含む。）があるときは、本学において適當と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースの授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。

3 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履

修生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第78条 本学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含み、本学短期大学部を除く。）の学生若しくは本学と連携協定を締結した高等学校等から推薦された者があるときは、当該大学又は短期大学若しくは高等学校等との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、生涯スポーツ学部健康福祉学科介護福祉コースの授業科目を履修する場合は、第70条に規定する北翔大学介護福祉士養成課程履修規程の定めるところにより、これを認めないことがある。
- 3 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。
- 4 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。
- 6 前5項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第79条 本学において、特定の専門事項について研究するため、研究生として入学を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 研究生が、第76条第1項又は第77条第1項の規定により聴講生又は科目等履修生として入学を志願するときは、あらかじめ、指導教員の承認を得なければならない。
- 3 研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学研究生規程の定めるところによる。

第13節 外国人留学生及び委託生

(外国人留学生)

第80条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の定めるところによる。

(委託生)

第81条 公の機関又は団体の長からの委託に基づき、その所属職員につき、本学において特定の授業科目の聴講又は履修若しくは特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

- 2 委託生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学委託生規程の定めるところによる。

第82条 外国人留学生及び委託生については、この学則を準用する。

第6章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第83条 本学に、入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者及び聴講生、科目等履修生又は研究生として入学を志願する者並びに転学部又は転学科を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第84条 学生納付金は、入學金、授業料、施設設備費、聴講料、科目等履修料及び研究料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第85条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期 納付の期限は4月30日限りとする。

後学期 納付の期限は9月30日限りとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。
- 4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第86条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本学において特別の事情があると認めた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聴講料、科目等履修料及び研究料の納付)

第87条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生は、それぞれ聴講料、科目等履修料又は研究料を納付しなければならない。

- 2 研究生は、前項に定めるもののほか、施設設備費を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第88条 授業を実験又は実習で行う授業科目（学外の施設で行う実習を含む。）及び教職課程を履修する場合は、実習費及び履修費を納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

(再試験受験料の徴収)

第89条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

(各種証明書等の発行手数料等)

第90条 在学証明書、卒業証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費)

第91条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、その月とする。）から復学した日の属する月の前月（復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。）までの授業料及び施設設備費を免除する。

- 2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額とする。)に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第59条第2項の規定により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。
- 4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月(復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。)から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第92条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

- 2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料及び施設設備費)

第93条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(既納の入学検定料及び学生納付金等の返還)

第94条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第85条第2項の規程により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額
- (2) 学期の途中で第56条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に免除されることとなる月数を乗じて得た金額
- (3) その他本学が特に還付が必要と認めたとき 必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額

(入学検定料及び学生納付金等の額その他の取扱等)

第95条 前12条に規定するものほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する本学部の総定員は、人間福祉学部の完成年度(平成12年度)のものであり、学年進行中の各年度の人間福祉学部の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学部介護福祉学科	人間福祉学部生活福祉学科
平成9年度	80人	80人
平成10年度	160人	160人
平成11年度	240人	250人

附 則(一部科目の開設年次変更に伴う改正)

- 1 この学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度入学学生については、本改正による教育課程を適用する。

附 則（大学名称の変更、生涯学習システム学部設置等に伴う改正及び付表の改正）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
ただし、平成12年度から人間福祉学部生活福祉学科4年次にインテリア設計Ⅰ・インテリア設計Ⅱ・インテリア設計Ⅲの科目を追加開設する。
- 3 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部の総定員は、完成年度（平成15年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

生涯学習システム学部健康プランニング学科 生涯学習システム学部芸術メディア学科

平成12年度	120人	120人
平成13年度	240人	240人
平成14年度	375人	375人

附 則（人間福祉学部福祉心理学科設置に伴う改正及び付表の改正）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部福祉心理学科の総定員は、完成年度（平成16年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

人間福祉学部福祉心理学科

平成13年度	80人
平成14年度	160人
平成15年度	260人

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号及び同条第2項に規定する北方圏学術情報センター及び北海道浅井学園大学北方圏学術情報センター運営規程については、平成13年5月1日から、第78条に規定する入学検定料については、平成14年度の入学志願者から適用する。

- 2 平成14年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（学生相談室の設置及び学生納付金の改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（生涯学習システム学部健康プランニング学科の入学定員及び編入学定員の変更、各学部学科の教育課程等の変更及び学則の整備等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部健康プランニング学科の平成18年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

生涯学習システム学部	平成16年度	平成17年度	平成18年度
健康プランニング学科	570人	630人	670人

附 則（北方圏生涯スポーツ研究センターの設置に伴う改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（入学資格の追加及びFDを実施することに伴う改正）
- 1 この学則は、平成16年7月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第26条第7号の規定は、平成17年度入学生から適用する。
附 則（校名変更及び教育課程の改正に伴う改正）
- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
附 則（教授会を本学の学部に置くことに伴う改正）
- 1 この学則は平成18年3月2日から施行する。
附 則（入学資格の追加、人間福祉学部介護福祉学科と福祉心理学科の編入学定員と収容定員の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の設置及び教育課程の改正に伴う改正）
- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部介護福祉学科及び福祉心理学科の収容定員は完成年度（平成19年度）のものであり、平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

介護福祉学科	福祉心理学科
330人	350人

- 4 第4条第2項に規定する生涯学習システム学部健康プランニング学科、芸術メディア学科及び学習コーチング学科の収容定員は完成年度（平成21年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	健康プランニング学科	芸術メディア学科	学習コーチング学科
平成18年度	650人	470人	100人
平成19年度	670人	430人	200人
平成20年度	650人	390人	280人

附 則（大学の名称変更、教育の理念の見直し、法令改正による教員組織の見直し、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、生涯学習システム学部学習コーチング学科において取得することができる教育職員免許状の種類のうち養護学校教諭1種免許状を特別支援学校教諭1種免許状に改めること、教育課程等の変更及び卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
附 則（大学設置基準の改正、北方圏生活福祉研究所の廃止、単位の授与、大学以外の教育施設等における学修に関する条項の整備等に伴う改正）
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
附 則（人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科に、生活福祉学科を医療福祉学

科に名称変更、医療福祉学科の入学定員及び収容定員の変更、生涯学習システム学部芸術メディア学科の編入学定員及び収容定員の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止、生涯学習研究所の廃止、機構改編、法令改正に伴う条項の整備、成績判定方法の変更、教育課程等の変更及び卒業に係る単位修得方法の変更等に伴う改正)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する人間福祉学部医療福祉学科、芸術メディア学科及び生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の編入学定員及び収容定員は完成年度（平成24年度（芸術メディア学科においては平成22年度））のものであり、学年進行中の各年度の定員は次のとおりとする。

	医療福祉学科	芸術メディア学科	スポーツ教育学科
平成21年度	50人	345人	160人
平成22年度	100人	第4条第2項に同じ	320人
平成23年度	160人	第4条第2項に同じ	500人

- 4 第4条第2項に規定する編入学定員は、平成23年度からのものであり、平成21年度からの以下の学科の各年度の定員は次のとおりとする。

	介護福祉学科	地域福祉学科	生活福祉学科	医療福祉学科	健康プランニング学科	スポーツ教育学科
平成21年度	10	0	10	0	35	0
平成22年度	10	0	10	0	35	0
平成23年度	0	10	0	10	0	20

附 則（法令の改正等による教育課程の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教授会に係る規定の改正に伴う改正）

- 1 この学則は平成22年9月17日から施行する。

附 則（人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科の入学定員、編入学定員及び収容定員の変更、生涯学習システム学部学習コーチング学科の入学定員、編入学定員及び収容定員の変更、単位の授与等に関する条項の整備、高等学校教諭免許状「福祉」の「教科に関する科目」の追加等による教育課程の変更及び人間福祉学部地域福祉学科の卒業に係る単位修得方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に規定する人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科及び生涯学習システム学部学習コーチング学科の収容定員は完成年次（平成26年度）のものであり、学年進行中の各年度の定員は次のとおりとする。

	地域福祉学科	医療福祉学科	福祉心理学科	学習コーチング学科
平成23年度	315人	225人	325人	335人
平成24年度	290人	170人	310人	310人
平成25年度	270人	150人	300人	290人

3 別表については、平成23年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法改正による介護福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、精神保健福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、芸術メディア学科の教育課程の一部変更、休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正）

1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

2 別表については、平成24年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（特別聴講学生に本学との連携協定に基づき高等学校等から推薦された者を加えることに伴う改正）

1 この学則は平成24年7月27日から施行する。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の設置、並びに生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の編入学定員の変更及び教育課程の変更に伴う改正）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。ただし、第21条、第31条及び第59条についてはこれを適用する。

3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の収容定員は完成年度（平成27年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	スポーツ教育学科
平成26年度	670人

4 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部健康福祉学科の収容定員は完成年度（平成29年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	健康福祉学科
平成26年度	60人
平成27年度	120人
平成28年度	185人

5 第4条第2項に規定する教育文化学部教育学科、芸術学科及び心理カウンセリング学科の収容定員は完成年度（平成29年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	教育学科	芸術学科	心理カウンセリング学科
平成26年度	120人	50人	50人

平成27年度	240人	100人	100人
平成28年度	370人	155人	155人

附 則（教授会の見直しによる改正と、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び教育文化学部教育学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び健康福祉学科、教育文化学部芸術学科の教育課程の一部変更、センター組織の一部変更及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（大学設置基準の一部改正に伴う改正、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の教育課程の一部変更に伴う改正及び人間福祉学部医療福祉学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（公認心理師受験資格取得に関する条項の追加、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正に伴う条項の整備、法改正による保育士養成課程の教育課程の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更、並びに法人名称の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。ただし、第1条、第12条及び第21条についてはこれを適用する。

附 則（健康運動指導士の認定基準改定による健康福祉学科の教育課程の変更、入学資格、編入学資格の追加及び文言の整理、社会教育主事講習等規程の一部改正による教育課程の変更、健康福祉学科に健康・介護福祉コースと社会福祉コースの2コースを置くこと及び生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更並びに人間福祉学部の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法令改正による社会福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、精神保健福祉士受験資格取得に係る教育課程の変更、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセ

リング学科の教育課程の変更、北方圏生涯スポーツ研究センターの北方圏生涯スポーツ研究所への名称変更、スポーツ科学センター設置並びに生涯学習システム学部学習コーチング学科廃止に伴う改正)

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科の入学定員及び収容定員の変更並びに健康福祉学科の履修コース及び教育課程の変更に伴う改正）
 - 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
 - 2 令和4年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。
 - 3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学部スポーツ教育学科及び健康福祉学科の収容定員は完成年度（令和7年度）のものであり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

	スポーツ教育学科	健康福祉学科
令和4年度	680人	230人
令和5年度	700人	210人
令和6年度	720人	190人

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正に係る教育文化学部教育学科の教育課程の変更並びに生涯学習システム学部の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（授業の方法の変更に伴う改正）
 - 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
附 則（保証人契約の適正化並びに生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の教育課程の変更に伴う改正）
 - 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
 - 2 令和4年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科 授業科目一覧表

授業科目の区分等						
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①	
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作I	②	健康体育(実技を含む)
		数学入門	①	情報機器操作II	②	英語コミュニケーションI
	外国語科目	英語コミュニケーションII	2	韓国語	2	フランス語
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語
		英語(上級)	2	ドイツ語	2	
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2	障害者スポーツ・パラリンピック概論
発展科目	就業力養成科目	キャリアデザインI	①	キャリア演習II	①	就業力特別講義II
		キャリアデザインII	①	キャリア演習III	1	インターンシップ
		キャリアデザインIII	①	キャリア演習IV	1	
		キャリア演習I	①	就業力特別講義I	1	
	心身・健康に関する科目群	心理学概論	2	乳幼児心理学	2	モチベーション心理学
		発達心理学	2	福祉心理学	2	司法・犯罪心理学
		人間関係の心理学	2	育児支援の心理学	2	スクールカウンセリング
		高齢社会の街づくり	2	リカレント教育論	2	社会教育経営論I
	社会と生活に関する科目群	高齢者福祉	2	社会学	2	社会教育経営論II
		生活の中の介護福祉	2	生涯学習支援論I	2	社会教育課題研究
		青少年学習コーチング論	2	生涯学習支援論II	2	社会教育実習
	文化と芸術に関する科目群	音楽概論	2	美術史	2	インテリアデザイン
		音楽鑑賞法	2	ファッションドザイン概論	2	ユニバーサルデザイン
		音楽史	2			
学部共通科目	生涯スポーツ学	生涯スポーツ学	②	地域支援実習	2	スポーツ史
		生涯学習概論I	2	健康運動指導演習	2	生理学
		生涯学習概論II	2	体育原理	2	運動生理学
		栄養と健康	2	スポーツ心理学	2	就業力特別演習I
		健康学	②	スポーツ社会学	2	就業力特別演習II
		介護予防論	2	スポーツ運動学	2	就業力特別演習III
		認知症予防	2	スポーツマネジメント	2	

ス ポ ー ツ 教 育	コ ー ス 共 通 科 目	スポーツ教育学概論	②	スポーツ栄養学	2	生涯スポーツ(バレー・ボール)	①
		基礎解剖学	2	スポーツマーケティング	2	生涯スポーツ(バスケットボール)	①
		機能解剖学	2	メンタルトレーニング演習	2	生涯スポーツ(テニス)	①
		体力測定評価	2	ジュニアスポーツ論	2	生涯スポーツ指導演習(サッカー)	2
		体力測定評価演習	2	コーチ学	2	生涯スポーツ指導演習(体づくり運動)	2
		トレーニング論	2	障がい者スポーツ論	2	生涯スポーツ指導演習(ダンス)	2
		トレーニング演習	2	レジャー・レクリエーション論	2	生涯スポーツ指導演習(武道)	2
		スポーツ・バイオメカニクス	2	野外教育実習	2	生涯スポーツ(障がい者スポーツ)	1
		バイオメカニクス演習	2	野外教育指導演習	2	生涯スポーツ指導演習(陸上競技)	1
		生活習慣病概論	2	雪上活動実習	1	生涯スポーツ指導演習(バスケットボール)	1
		スポーツ医学基礎	2	生涯スポーツ(水泳・水中運動)	①	生涯スポーツ指導演習(バレー・ボール)	1
		スポーツ内科学	2	生涯スポーツ(陸上競技)	①	生涯スポーツ指導演習(器械運動)	2
		衛生学及び公衆衛生学	2	生涯スポーツ(冬季スポーツ)	①	生涯スポーツ指導演習(エアロビック)	2
		救急処置	2	生涯スポーツ(エアロビック)	①	生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)	2
		スポーツ整形外科学	2	生涯スポーツ(バドミントン)	①	専門演習 I	②
		運動処方演習	2	生涯スポーツ(野球・ソフトボール)	①	専門演習 II	②
						専門演習 III	②
						卒業研究	②
学 科 専 門 科 目	コ ース 専 門 科 目	スポーツ教育学	②	特別支援教育総論	2	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	1
		スポーツ教育演習 A	2	知的障害者の心理・生理・病理	2	視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	1
		スポーツ教育演習 B	2	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	重複障害者の心理・生理・病理	1
		学校教育研究 A	2	病弱者の心理・生理・病理	2	重複障害者の教育課程及び指導法	1
		学校教育研究 B	2	知的障害教育 I	2	発達障害者等の心理・生理・病理	1
		学校保健	2	知的障害教育 II	2	発達障害者等の教育課程及び指導法	1
		保健体育科内容構成論	2	肢体不自由教育 I	2	特別支援教育実習事前指導	1
			2	肢体不自由教育 II	2	特別支援教育実習事後指導	1
			2	病弱教育	2	特別支援教育実習	2
ス ポ ー ツ 専 門 科 目	ス ポ ー ツ 教 育 コ ース	健康産業施設実習	2	運動処方	2	アスレティックトレーナー概論	②
		中高年スポーツ論	②	スポーツ外傷・障害の評価理論	2	アスレティックリハビリテーション理論	2
		テーピング演習	2	スポーツ外傷・障害の評価演習	2	アスレティックリハビリテーション演習 I	2
		スポーツ解剖学	2	コンディショニング理論	2	アスレティックリハビリテーション演習 II	2
		臨床スポーツ医学	2	コンディショニング演習	2	アスレティックトレーニング指導実習	4
	競 技 ス ポ ー ツ コ ース	競技スポーツ論	②	スポーツの戦術・戦略論	2	競技スポーツコーチング演習 I	2
		アスリート論	②	アスリートを取り巻く環境	2	競技スポーツコーチング演習 II	2
		コーチング論	②				
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2			

備 考

- 1 表中の○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 2 表中□及び◇数字の単位は選択必修科目の単位数を示し、それぞれから 1 単位以上選択しなければならない。
- 3 学則第46条第1項に規定する124単位以上は、同条第2項に規定する履修コースのうちから、いずれか一の履修コースを選択し、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修コース	① 全学 共通科目		② 発展科目		③ 学部 共通科目		④ 学科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目 選択	卒業 要件 単位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
スポーツ教育コース	1 5	7	0	4	4	6	1 4	3 6	3 8	1 2 4
スポーツトレーナーコース	1 5	7	0	4	4	6	1 6	3 4	3 8	1 2 4
競技スポーツコース	1 5	7	0	4	4	6	1 8	3 2	3 8	1 2 4

- ① 「全学共通科目」の選択 7 単位には以下の科目を含まなければならない。
- ・外国語科目 1 科目 2 単位以上
 - ・教養科目 2 科目 4 単位以上
 - ・就業力養成科目 「就業力特別講義 I」 または 「就業力特別講義 II」
- ② 「発展科目」の選択 4 単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- ③ ⑤の「①から④の全科目」には全てのコース専門科目を含む。
- 4 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

生涯スポーツ学部 健康福祉学科 授業科目一覧表

授業科目の区分等						
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①	
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作I	②	健康体育(実技を含む)
		数学入門	①	情報機器操作II	②	英語コミュニケーションI
	外国語科目	英語コミュニケーションII	2	韓国語	2	フランス語
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語
		英語(上級)	2	ドイツ語	2	
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2	障害者スポーツ・パラリンピック概論
発展科目	就業力養成科目	キャリアデザインI	①	キャリア演習II	①	就業力特別講義II
		キャリアデザインII	①	キャリア演習III	1	インターンシップ
		キャリアデザインIII	①	キャリア演習IV	1	
		キャリア演習I	①	就業力特別講義I	1	
	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	人間関係の心理学	2	モチベーション心理学
		スポーツマークティング	2	乳幼児心理学	2	司法・犯罪心理学
		発達心理学	2	育児支援の心理学	2	スクールカウンセリング
	社会と生活に関する科目群	青少年学習コーチング論	2	生涯学習支援論II	2	社会教育課題研究
		リカレント教育論	2	社会教育経営論I	2	社会教育実習
		生涯学習支援論I	2	社会教育経営論II	2	
	文化と芸術に関する科目群	音楽概論	2	美術史	2	インテリアデザイン
		音楽鑑賞法	2	ファンションデザイン概論	2	ユニバーサルデザイン
		音楽史	2			
学部共通科目		生涯スポーツ学	②	地域支援実習	2	スポーツ史
		生涯学習概論I	2	健康運動指導演習	2	生理学
		生涯学習概論II	2	体育原理	2	運動生理学
		栄養と健康	2	スポーツ心理学	2	就業力特別演習I
		健康学	②	スポーツ社会学	2	就業力特別演習II
		介護予防論	2	スポーツ運動学	2	就業力特別演習III
		認知症予防	2	スポーツマネジメント	2	

学科専門科目	コース共通科目	健康福祉学概論	②	介護の基本 I	2	障害のある人の理解	2
		ジュニアスポーツ論	2	介護の基本 II	2	心理学概論	2
		中高年スポーツ論	2	生活支援技術	2	高齢者福祉	2
		障がい者スポーツ論	2	介護を必要とする人の理解	2	ソーシャルワークの基盤と専門職 I	2
		生涯スポーツ(障がい者スポーツ)	1	介護実践管理論	2	ソーシャルワークの理論と方法 I	2
		生涯スポーツ指導演習(水泳・水中運動)	2	高齢社会の街づくり	2	ソーシャルワーク演習 I	2
		運動処方	2	リハビリテーション論	2	社会保障論 I	2
		体力測定評価演習	2	医学概論	2	地域福祉と包括的支援体制 I	2
		コミュニケーションワーク実習 I	②	医学知識	2	専門演習 I	②
		コミュニケーションワーク実習 II	②	精神保健	2	専門演習 II	②
	スポーツ健康コース	健康福祉専門職演習 I	2	認知症論	2	専門演習 III	②
		健康福祉専門職演習 II	2	認知症ケア論	2	専門演習 IV	①
						卒業研究	2
学科専門科目	スポーツ健康コース	健康運動実践論	②	生涯スポーツ(陸上競技)	1	コーチング論	2
		基礎解剖学	2	生涯スポーツ(バレーボール)	1	スポーツの戦術・戦略論	2
		生活習慣病概論	2	生涯スポーツ(ハンドボール)	1	アスリートを取り巻く環境	2
		スポーツ医学基礎	2	生涯スポーツ(テニス)	1	競技スポーツコーチング演習 I	2
		スポーツ内科学	2	生涯スポーツ(ニュースポーツ)	①	競技スポーツコーチング演習 II	2
		スポーツ整形外科学	2	生涯スポーツ(エアロビック)	1	救急処置	2
		スポーツ・バイオメカニクス	2	生涯スポーツ指導演習(エアロビック)	2	運動処方演習	2
		コーチ学	2	生涯スポーツ指導演習(サッカー)	2	体力測定評価	2
		トレーニング論	2	競技スポーツ論	2	健康産業施設実習	2
		トレーニング演習	2	アスリート論	2	介護予防実践演習	2
	介護福祉コース	レジャー・レクリエーション論	2				
		生活の中の介護福祉	②	介護概論 I	2	介護過程IV(知的・精神障害者、内部疾患者)	1
		レクリエーション実技	1	介護概論 II	2	介護過程 V(在宅支援)	1
		福祉心理学	2	生活学概論	2	介護基礎演習	1
		社会学	2	介護技術演習 I	1	介護実習指導 I	1
	社会福祉コース	食生活学	2	介護技術演習 II	2	介護実習指導 II	2
		衣生活学	2	介護技術演習 III	2	介護実習指導 III	1
		住生活学	2	介護技術演習 IV	1	介護実習 I	4
		老年医学	2	介護技術演習 V	1	介護実習 II	6
		生活生理学	2	介護過程 I(基礎)	1	介護実習 III	2
		高齢者心理学	2	介護過程 II(高齢者)	1	医療的ケア I	2
		障害者福祉論	2	介護過程 III(身体障害者)	1	医療的ケア II	2
						医療的ケア演習	1
外国人留学生科目		ソーシャルワーク入門 I	②	社会福祉調査の基礎	2	ソーシャルワーク演習 III	2
		ソーシャルワーク入門 II	②	地域福祉と包括的支援体制 II	2	ソーシャルワーク演習 IV	2
		ソーシャルワークの基盤と専門職 II	2	医療福祉論	2	ソーシャルワーク演習 V	2
		ソーシャルワークの理論と方法 II	2	権利擁護と成年後見制度	2	ソーシャルワーク演習 VI	2
		ソーシャルワークの理論と方法 III	2	司法福祉論	2	ソーシャルワーク実習指導 I	2
		ソーシャルワークの理論と方法 IV	2	社会学と社会システム	2	ソーシャルワーク実習指導 II	4
		児童・家庭福祉	2	福祉サービスの組織と経営	2	ソーシャルワーク実習指導 III	2
		障害者福祉	2	社会福祉の原理と政策 I	2	ソーシャルワーク実習 I	6
		社会保障論 II	2	社会福祉の原理と政策 II	2	ソーシャルワーク実習 II	2
		公的扶助論	2	ソーシャルワーク演習 II	2	福祉実践実習	2
		日本語	2	現代日本の文化	2		

備 考

- 1 表中の○数字の単位は、必修科目的単位数を示す。
- 2 学則第46条第1項に規定する124単位以上は、同条第2項に規定する履修コースのうちから、いずれか一の履修コースを選択し、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修コース	① 全 学 共通科目		② 発展科目		③ 学 部 共通科目		④ 学 科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒 業 要 件 单 位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
スポーツ健康コース	1 5	7	0	4	4	6	1 6	3 2	4 0	1 2 4
介護福祉コース	1 5	7	0	4	4	6	1 5	3 3	4 0	1 2 4
社会福祉コース	1 5	7	0	4	4	6	1 7	3 1	4 0	1 2 4

- ① 「全学共通科目」の選択 7 単位には以下の科目を含まなければならない。
 - ・外国語科目 1 科目 2 単位以上
 - ・教養科目 2 科目 4 単位以上
 - ・就業力養成科目 「就業力特別講義 I」または「就業力特別講義 II」
 - ② 「発展科目」の選択 4 単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
 - ③ ⑤の「①から④の全科目」には全てのコース専門科目を含む。
- 3 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 教育学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等			
		授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①
	基礎科目	日本語表現 数学入門	① ①	情報機器操作I 情報機器操作II	② ②
	外国語科目	英語コミュニケーションII 英語(中級) 英語(上級)	2 2 2	韓国語 中国語 ドイツ語	2 2 2
	教養科目	現代生活と政治・経済 現代生活と法律 現代生活と福祉 現代生活と芸術 現代生活と教育	2 2 2 2 2	現代生活と心と体 現代生活と物理 現代生活と地球 現代生活と環境科学 北海道の文化	2 2 2 2 2
	就業力養成科目	キャリアデザインI キャリアデザインII キャリアデザインIII キャリア演習I	① ① ① ①	キャリア演習II キャリア演習III キャリア演習IV 就業力特別講義I	① 1 1 1
	身心・健康に関する科目群	スポーツ栄養学 スポーツマーケティング 心理学概論 発達心理学	2 2 2 2	人間関係の心理学 乳幼児心理学 福祉心理学 育児支援の心理学	2 2 2 2
	社会と生活に関する科目群	高齢社会の街づくり 高齢者福祉 生活の中の介護福祉	2 2 2	社会学 生涯学習支援論I 生涯学習支援論II 社会教育経営論I	2 2 2 2
	文化と芸術に関する科目群	美術史 ファッショントレーデザイン概論	2 2	インテリアデザイン	2
	学部共通科目	教育文化学 芸術と心理学 生涯学習概論I	② 2 2	生涯学習概論II メディアデザイン概論 心理学的支援法	2 2 2
				青少年学習コーチング論 リカレント教育論	2 2

学 科 専 門 科 目	コ ー ス 共 通 科 目	学習コーチング学概論	2	知的障害教育 II	2	発達障害者等の教育課程及び指導法	①
		専門演習 I	②	肢体不自由教育 I	2	特別支援教育実習事前指導	1
		専門演習 II	②	肢体不自由教育 II	2	特別支援教育実習事後指導	1
		卒業研究	④	病弱教育	2	特別支援教育実習	2
		特別支援教育総論	②	視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理	1	特別支援学校論 I	2
		知的障害者の心理・生理・病理	2	重複障害者の心理・生理・病理	1	特別支援学校論 II	2
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	発達障害者等の心理・生理・病理	①	特別支援実践論 I	2
		病弱者の心理・生理・病理	2	視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法	1	特別支援実践論 II	2
		知的障害教育 I	②	重複障害者の教育課程及び指導法	1	特別支援実践論 III	2
		国語科概論(書写を含む)	②	理科指導法	②	教育課程論(幼・小)	②
初 等 教 育 コ ー ス 専 門 科 目	初 等 教 育 コ ー ス 専 門 科 目	社会科概論	②	理科指導・実践演習	②	道徳教育論(小)	②
		算數科概論	②	生活科指導法	②	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(小)	②
		理科概論	②	生活科指導・実践演習	②	教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む)(幼・小)	②
		生活科概論	②	音楽科指導法	②	生徒指導論(進路指導を含む)(小)	②
		音楽科概論	②	音楽科指導・実践演習	②	教育相談論(カウンセリングを含む)(幼・小)	②
		音楽実習 I	1	図画工作科指導法	②	教育実習事前指導(幼・小)	1
		音楽実習 II	1	図画工作科指導・実践演習	②	教育実習事後指導(幼・小)	1
		造形美術概論	②	家庭科指導法	②	教育実習(幼・小)	4
		家庭科概論	②	家庭科指導・実践演習	②	教職実践演習(幼・小)	2
		体育科概論	②	体育科指導法	②	小学校教育研究 I	②
幼 児 教 育 コ ー ス 専 門 科 目	幼 児 教 育 コ ー ス 専 門 科 目	英語科概論	②	体育科指導・実践演習	②	小学校教育研究 II	2
		国語科指導法	②	英語科指導法	②	小学校教育研究 III	2
		国語科指導・実践演習	②	教育原理(幼・小)	②	特別支援教育基礎演習	②
		社会科指導法	②	教職概論(幼・小)	②		
		社会科指導・実践演習	②	教育経営学(幼・小)	②		
		算數科指導法	②	教育心理学(幼・小)	②		
		算數科指導・実践演習	②	特別の教育的ニーズ論(幼・小)	②		
		幼児と健康	②	教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む)(幼・小)	②	社会的養護 I	②
		幼児と人間関係	②	こども理解	2	社会的養護 II	①
		幼児と環境	②	こどもの表現あそび	②	保育者論	②
学 科 専 門 科 目	コ ー ス 専 門 科 目	幼児と言葉	②	こどもの体育あそび	②	保育の心理学	2
		幼児と表現	②	こどもの言葉あそび	②	こども家庭支援の心理学	2
		音楽実習 I	①	教育相談論(カウンセリングを含む)(幼・小)	②	こどもの理解と援助	1
		音楽実習 II	①	教育実習事前指導(幼・小)	1	こどもの保健	②
		保育内容総論	②	教育実習事後指導(幼・小)	1	こどもの健康と安全	①
		保育内容指導論	②	教育実習(幼・小)	4	こどもの食と栄養	2
		保育内容(健康)	②	教職実践演習(幼・小)	2	こども家庭支援論	2
		保育内容(人間関係)	②	幼児教育演習 I	①	保育の計画と評価	2
		保育内容(環境)	②	幼児教育演習 II	①	乳児保育 I	②
		保育内容(言葉)	②	幼児教育演習 III	①	乳児保育 II	①
		保育内容(表現)	②	幼児教育演習 IV	①	障害児保育	2
		教育原理(幼・小)	②	幼児教育研究 I	2	保育実習 I	4
		保育原理	②	幼児教育研究 II	2	保育実習 II	2
		教職概論(幼・小)	②	こども家庭福祉	②	保育実習 III	2
		教育経営学(幼・小)	②	社会福祉	②	保育実習指導 I	2
		教育心理学(幼・小)	②	子育て支援	①	保育実習指導 II	1
		特別の教育的ニーズ論(幼・小)	②			保育実習指導 III	1
		教育課程論(幼・小)	②			保育実践演習	2

学科専門科目	コース専門科目	養護教諭コース専門科目	衛生学	②	精神保健	②	教育経営学	②
			衛生学実験	1	看護学概論	②	教育心理学	②
			公衆衛生学	②	看護学各論	②	特別の教育的ニーズ論	②
			学校保健	②	学校看護学	2	教育課程論	②
			学校保健演習 I	②	看護技術演習(救急処置を含む) I	②	道徳教育論	②
			学校保健演習 II	2	看護技術演習(救急処置を含む) II	②	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②
			学校保健管理論	②	救急処置活動論	2	教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む)	②
			学校保健組織活動論	2	看護学臨床実習	④	生徒指導論	②
			学校保健執務演習	2	養護教諭基礎セミナー I	2	教育相談論(カウンセリングを含む)	②
			養護実践学 I	②	養護教諭基礎セミナー II	2	養護実習事前指導	1
			養護実践学 II	②	養護教諭教育演習 I	②	養護実習事後指導	1
			養護活動実習 I	②	養護教諭教育演習 II	2	養護実習	4
			養護活動実習 II	②	ヘルスアセスメント論	②	教職実践演習(養護教諭)	2
			養護実践学演習	③	保健室経営演習 I	②	養護教諭教育研究 I	②
			健康相談活動の理論及び方法	②	保健室経営演習 II	2	養護教諭教育研究 II	2
			健康相談活動演習	②	保健教育演習	②	養護教諭教育研究 III	2
			栄養学(食品学を含む)	②	健康診断演習	2		
			解剖生理学	②	教育原理	②		
			薬理概論	②	教職概論	②		
			微生物学(免疫学を含む)	②				
学科専門科目	コース専門科目	音楽コース専門科目	ソルフェージュ	②	コンピュータミュージック I	1	教育経営学	②
			楽典	②	コンピュータミュージック II	1	教育心理学	②
			音楽概論	②	器楽基礎演習 I	②	特別の教育的ニーズ論	②
			音楽鑑賞法	②	器楽基礎演習 II	②	教育課程論	②
			音楽史	②	器楽表現演習 I	②	道徳教育論	②
			和声学	2	器楽表現演習 II	②	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	②
			作曲法	②	ピアノ基礎演習 I	②	教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む)	②
			指揮法	②	ピアノ基礎演習 II	②	生徒指導論(進路指導を含む)	②
			合唱 I	①	ピアノ表現演習 I	②	教育相談論(カウンセリングを含む)	②
			合唱 II	①	ピアノ表現演習 II	②	教育実習事前指導	1
			合奏 I	②	伴奏法 I	1	教育実習事後指導	1
			合奏 II	②	伴奏法 II	1	教育実習 I	4
			合奏 III	2	音楽フィールド演習	②	教育実習 II	2
			音楽企画実践演習	②	音楽科教育法 I	②	教職実践演習(中・高)	2
			声楽基礎演習 I	②	音楽科教育法 II	2	音楽教育研究	②
			声楽基礎演習 II	②	音楽科教育法 III	2		
			声楽表現演習 I	②	音楽科教育法 IV	2		
			声楽表現演習 II	②	教育原理	②		
					教職概論	②		
外国人留学生科目	日本語		2	現代日本の文化	2			

備 考

- 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を、□数字の単位は選択必修科目の単位数を示す。
- 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、同条第4項に規定する履修コースのうちから、いずれか一の履修コースを選択し、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修コース	① 全学共通科目		② 発展科目		③ 学部共通科目		学科専門科目				⑥ ④～⑤ の全科目	卒業単位							
							④ コース共通科目		⑤ コース専門科目										
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	選択								
初等教育コース	1	5	7	0	4	2	2	1	4	0	5	0	1	0	2	0	1	2	4
幼児教育コース	1	5	7	0	4	2	2	1	4	0	5	0	1	5	1	5	1	2	4
養護教諭コース	1	5	7	0	4	2	2	1	4	0	5	0	1	5	1	5	1	2	4
音楽コース	1	5	7	0	4	2	2	1	4	0	5	3	1	4	1	3	1	2	4

- ① 「全学共通科目」の選択 7 単位には以下の科目を含まなければならない。
- ・外国語科目 1 科目 2 単位以上
 - ・教養科目 2 科目 4 単位以上
 - ・就業力養成科目 「就業力特別講義 I」または「就業力特別講義 II」
- ② 「発展科目」の選択 4 単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- ③ ⑤ 「コース専門科目」の選択で定める単位は、それぞれのコースの選択必修科目から選択して履修すること。
- ④ ⑥の「④～⑤の全科目」には全てのコース専門科目を含む。
- 3 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

別表第2の2（第40条第4項関係）

(令和4年度以降入学生適用)

教育文化学部 芸術学科 授業科目一覧表

		授業科目の区分等					
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナー I	①	基礎教育セミナー II	①		
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作 I	②	健康体育(実技を含む)	2
		数学入門	①	情報機器操作 II	②	英語コミュニケーション I	②
	外国語科目	英語コミュニケーション II	2	韓国語	2	フランス語	2
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語	2
		英語(上級)	2	ドイツ語	2		
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法	2
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理	2
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)	2
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)	2
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2	障害者スポーツ・パラリンピック概論	2
	就業力養成科目	キャリアデザイン I	①	キャリア演習 II	①	就業力特別講義 II	1
		キャリアデザイン II	①	キャリア演習 III	1	インターンシップ	2
		キャリアデザイン III	①	キャリア演習 IV	1		
		キャリア演習 I	①	就業力特別講義 I	1		
発展科目	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	人間関係の心理学	2	モチベーション心理学	2
		スポーツマーケティング	2	乳幼児心理学	2	司法・犯罪心理学	2
		心理学概論	2	福祉心理学	2	スクールカウンセリング	2
		発達心理学	2	育児支援の心理学	2		
	社会と生活に関する科目群	高齢社会の街づくり	2	生涯学習支援論 I	2	社会教育経営論 II	2
		高齢者福祉	2	生涯学習支援論 II	2	社会教育課題研究	2
		生活の中の介護福祉	2	社会教育経営論 I	2	社会教育実習	2
	文化と芸術に関する科目群	社会学	2				
		音楽概論	2	音楽鑑賞法	2	音楽史	2
学部共通科目	教育文化学 芸術と心理学 生涯学習概論 I		② 2 2	生涯学習概論 II メディアデザイン概論 心理学的支援法	2 2 2	青少年学習コーチング論 リカレント教育論	2 2

学科専門科目	基本科目	芸術理解	美術概論	②	色彩計画 ファッションデザイン概論	2 ②	舞台芸術概論	②
			美術史	②				
			美学	2				
	表現技術	ドローイング I	②	クリエイティブシンキング インテリアデザイン 基礎デザイン	② 2 ①	ユニバーサルデザイン テクニカルスケッチ 建築計画	② 2	② 2
		空間デザイン基礎 服飾基礎実習 ファッション造形実習	② 2 2					
	情報技術	デジタルイメージ I	②	ウェブデザイン I C A D 設計	② 2	プログラミングによる C G	2	②
		デジタルデザイン I	②					
	アート教育・文化	博物館概論	②	博物館実習 デザイン概論 美術表現演習 映像論 写真 ファッションコーディネート ファッション文化論	3 ② ② ② ② ② ②	マンガ表現研究 舞台芸術各論 戯曲研究 服飾造形論 生活材料学 都市と空間の法規 住宅と空間の生産	② 2 2 2 2 2 2	② 2 2 2 2 2 2
		博物館経営論	2					
		博物館資料論	2					
		博物館資料保存論	2					
		博物館展示論	②					
		博物館情報・メディア論	2					
		博物館教育論	2					
	専門科目	平面表現	ドローイング II 絵画 I 絵画 II 絵画 III 版画 グラフィックデザイン I グラフィックデザイン II	② 2 2 2 ② 2 2	グラフィックデザイン III デジタルイメージ II デジタルイメージ III デジタルデザイン II デジタルデザイン III ウェブデザイン II デジタルビデオ編集	2 ② 2 ② 2 2 2	ーション画 テキスタイルデザイン パターンメーキング アパレルデザイン インテリア設計 I	1 ② 2 2 2 2 2
		立体表現	彫刻 I 彫刻 II 彫刻 III 陶芸 I 陶芸 II 金属工芸 木材工芸	2 2 2 ② 2 2	舞台衣装 I 舞台衣装 II 服飾造形実習 建築空間のしくみ 建築一般構造演習 空間模型演習	2 2 ② 2 2 ②	創作テキスタイル 3 D モーショングラフィックス 3 D グラフィックス I 3 D グラフィックス II マテリアル 服飾創作	② 2 2 2 ② 2
		空間・身体表現	ダンス 俳優トレーニング スタッフワーク 朗読・ナレーション サウンドデザイン トータルビューティ	1 1 ② 2 2 2	バックステージ研究 I バックステージ研究 II 俳優論(演習を含む) 舞踊専門研究 リビングデザイン論 住宅設計演習	② ② 2 2 ② 2	構造のかたちと力 構造力学演習 空間設備 生活環境	2 2 2 2
		プレゼンテーション・企画発想	3 次元造形演習 デジタルコンテンツ制作 プランディングデザイン プレゼンテーションデザイン	2 2 ② 2	ディスプレイデザイン インテリア設計 II 店舗デザイン	2 ② 2	舞台制作論 演劇と映画 ステージ総合実習	② 2 2
		応用実践科目	ポートフォリオ制作 総合演習 I 総合演習 II	② 2 2	専門演習 I 専門演習 II	② ②	卒業研究	④
外国人留学生科目		日本語	2	現代日本の文化	2			

備 考

- 1 表中○数字の単位は、必修科目的単位数を示す。
- 2 表中□数字の科目は、選択必修科目的単位数を示し、この中から12科目24単位を修得するものとする。
- 3 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修学科	① 全 学 共通科目		② 発展科目		③ 学 部 共通科目		④ 学 科 専門科目		⑤ ①～④ の全科目	卒 業 要 件 単 位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
芸術学科	1 5	7	0	4	2	4	1 2	3 4	4 6	1 2 4

- ① 「全学共通科目」の選択 7 単位には以下の科目を含まなければならない。
 - ・外国語科目 1 科目 2 単位以上
 - ・教養科目 2 科目 4 単位以上
 - ・就業力養成科目 「就業力特別講義 I」または「就業力特別講義 II」
- ② 「発展科目」の選択 4 単位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- ③ 「学科専門科目」の選択34単位には上記 2 の選択必修科目の24単位を含む。
- 4 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

教育文化学部 心理カウンセリング学科 授業科目一覧表

授業科目の区分等						
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
全学共通科目	導入科目	基礎教育セミナーI	①	基礎教育セミナーII	①	
	基礎科目	日本語表現	①	情報機器操作I	②	健康体育(実技を含む)
		数学入門	①	情報機器操作II	②	英語コミュニケーションI
	外国語科目	英語コミュニケーションII	2	韓国語	2	フランス語
		英語(中級)	2	中国語	2	スペイン語
		英語(上級)	2	ドイツ語	2	
	教養科目	現代生活と政治・経済	2	現代生活と心と体	2	日本国憲法
		現代生活と法律	2	現代生活と物理	2	情報社会及び情報倫理
		現代生活と福祉	2	現代生活と地球	2	情報処理(中級)
		現代生活と芸術	2	現代生活と環境科学	2	情報処理(上級)
		現代生活と教育	2	北海道の文化	2	障害者スポーツ・パラリンピック概論
	就業力養成科目	キャリアデザインI	①	キャリア演習II	①	就業力特別講義II
		キャリアデザインII	①	キャリア演習III	1	インターンシップ
		キャリアデザインIII	①	キャリア演習IV	1	
		キャリア演習I	①	就業力特別講義I	1	
発展科目	心身・健康に関する科目群	スポーツ栄養学	2	スポーツマーケティング	2	
	社会と生活に関する科目群	高齢社会の街づくり	2	生涯学習支援論I	2	社会教育経営論II
		高齢者福祉	2	生涯学習支援論II	2	社会教育課題研究
		生活の中の介護福祉	2	社会教育経営論I	2	社会教育実習
	文化と芸術に関する科目群	音楽概論	2	美術史	2	インテリアデザイン
		音楽鑑賞法	2	ファンションデザイン概論	2	ユニバーサルデザイン
		音楽史	2			
学部共通科目		教育文化学	②	生涯学習概論II	2	青少年学習コーチング論
		芸術と心理学	2	メディアデザイン概論	2	リカレント教育論
		生涯学習概論I	2	心理学的支援法	2	

学科専門科目	心理学概論	②	心理学基礎演習 I	①	司法福祉論	2
	教育心理学概論(教育・学校心理学)	2	心理学基礎演習 II	①	社会福祉調査の基礎	2
	健康・医療心理学	2	心理学統計法	②	精神医学 I (精神疾患とその治療 I)	2
	人間関係の心理学	2	心理学実験	4	精神医学 II (精神疾患とその治療 II)	2
	乳幼児心理学	2	心理学研究法	②	現代の精神保健の課題と支援 I	2
	福祉心理学	2	臨床心理援助技法論 I (精神分析療法)	2	現代の精神保健の課題と支援 II	2
	育児支援の心理学	2	臨床心理援助技法論 II (認知行動療法)	2	ソーシャルワークの基盤と専門職	2
	高齢者心理学	2	臨床心理援助技法論 III (ブリーフ・セラピー)	2	精神保健福祉の原理	4
	青年心理学	2	心理演習	4	ソーシャルワークの理論と方法 I	2
	知覚・認知心理学	2	心理実習	2	ソーシャルワークの理論と方法 II	2
	学習心理学(学習・言語心理学 I)	2	スクールカウンセリング	2	ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I	2
	コミュニケーション心理学(学習・言語心理学 II)	2	生命倫理学	2	ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	2
	感情・人格心理学	2	公認心理師の職責	2	精神障害リハビリテーション論	2
	生理心理学(神経・生理心理学 I)	2	関係行政論	2	精神保健福祉制度論	2
	神経心理学(神経・生理心理学 II)	2	医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	2	精神保健福祉援助演習 (基礎)	2
	社会心理学(社会・集団・家族心理学 I)	2	医学知識	2	精神保健福祉援助演習 I	2
	家族心理学(社会・集団・家族心理学 II)	2	社会学	2	精神保健福祉援助演習 II	2
	発達心理学	2	社会学と社会システム	2	精神保健福祉援助演習 III	2
	障害者・障害児心理学	2	社会福祉の原理と政策 I	2	精神保健福祉援助実習指導	6
	司法・犯罪心理学	2	社会福祉の原理と政策 II	2	精神保健福祉援助実習	7
	産業・組織心理学	2	地域福祉と包括的支援体制 I	2	社会福祉学 (応用)	2
	臨床心理学概論	②	地域福祉と包括的支援体制 II	2	精神保健福祉学 (応用)	2
	ポジティブ心理学	2	社会保障論 I	2	就業力特別演習	1
	モチベーション心理学	2	社会保障論 II	2	専門演習 I	②
	心理的アセスメント	2	障害者福祉	2	専門演習 II	②
			権利擁護と成年後見制度	2	卒業研究	④
外国人留学生科目	日本語	2	現代日本の文化	2		

備 考

- 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第46条第3項に規定する124単位以上は、次の表に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。

履修学科	① 全 学 共通科目		② 発展科目		③ 学 部 共通科目		④ 学 科 専門科目		⑤ ①~④ の全科目	卒業要件 単 位
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
心理カウンセリング学科	1 5	7	0	4	2	4	1 8	3 0	4 4	1 2 4

- 「全学共通科目」の選択 7 単位には以下の科目を含まなければならない。
 - 外国語科目 1 科目 2 単位以上
 - 教養科目 2 科目 4 单位以上
 - 就業力養成科目 「就業力特別講義 I」 または 「就業力特別講義 II」
- 「発展科目」の選択 4 单位は二つ以上の科目群から選択して履修すること。
- 外国人留学生にあっては、前項に規定する「全学共通科目」とあるのは、「全学共通科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

生涯スポーツ学部スポーツ教育学科 及び 教育文化学部芸術学科 教科及び教職に関する科目一覧表

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	中学校教諭 1種免許状		高等学校教諭 1種免許状	
			保健 体育	美術	保健 体育	美術
科目及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	保健体育科教育法Ⅰ(※1)	(2)		(2)	
		保健体育科教育法Ⅱ(※1)	(2)		(2)	
		保健体育科教育法Ⅲ(※1)	(2)		(2)	
		保健体育科教育法Ⅳ(※1)	(2)		2	
		美術科教育法Ⅰ(※2)		(2)		(2)
		美術科教育法Ⅱ(※2)		(2)		(2)
		美術科教育法Ⅲ(※2)		(2)		(2)
		美術科教育法Ⅳ(※2)		(2)		2
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	(2)	(2)	(2)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	(2)	(2)	(2)
教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育経営学	(2)	(2)	(2)	(2)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	(2)	(2)	(2)
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の教育的ニーズ論	(2)	(2)	(2)
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	(2)	(2)	(2)
		道徳の理論及び指導法	道徳教育論	(2)	(2)	
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			
目及び徳生徒総指導、な 教学習相の時 間等に等 の指 導 方 法	特別活動の指導法			(2)	(2)	(2)
		教育の方法及び技術		(2)	(2)	(2)
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法論（ICT活用の理論と方法を含む）			
		生徒指導の理論及び方法		(2)	(2)	(2)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導論（進路指導を含む）			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		(2)	(2)	(2)
科目 教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前指導	(1)	(1)	(1)	(1)
		教育実習事後指導	(1)	(1)	(1)	(1)
		教育実習Ⅰ	(4)	(4)	4*	4*
		教育実習Ⅱ			2*	2*
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	(2)	(2)	(2)	(2)
大学が独自に設定する科目		道徳教育論			2	2

備考

- 表中の○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目の単位数を示す。
- 履修方法、その他必要な事項については、北翔大学教職課程履修規程の定めによる。
- (※1)：生涯スポーツ学部スポーツ教育学科対象科目
- (※2)：教育文化学部芸術学科対象科目